

「表紙共 11枚」

令和4年8月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年9月8日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	19 番 高瀬義徳
9 番 湯浅正徳	
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 田中さおり 主査 小野芳也 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希

## 8 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
  - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
  - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
  - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
  - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
  - 第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
  - 第6号 9月調査委員の選任について
- 6 報告
  - 第1号 農地法第18条6項の規定による該当報告の件
  - 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について
  - 第3号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

## 7 その他

(1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

(2) 9月現地調査

日 時 9月27日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 9月調査委員会

日 時 9月30日(金) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 9月定例総会

日 時 10月11日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

9月13日(火) 農業者年金制度加入推進特別研修会(別府市)(農業者年金加入推進部長)

9月22日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

9月22日(木) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出(役員)

(6) その他 ・「8月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「8月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長  
(武内義則)

皆さんこんにちは。お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。定刻前でございますけれども、全員お揃いですので始めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、18番財津政美委員から欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話を持ちの方はマナーモードになっているか確認をお願いしたいと思います。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長  
(石井照久)

こんにちは。大型の台風が去って行きました。被害が少なくみんな安心しておりましたが、もう次の台風が発生しているようでございます。農業被害が少なかったと思いますが、早生については倒れているようでございます。大分県農業会議の中で、人・農地プランの在り方についての話が先月ありました。その中で、農業委員会が人・農地プラン、これは名前が地域計画に変わるそうです。農業委員会の役割の仕事が、来年から多くなってきております。日田市としては、先日局長のほうに相談しましたが、ほかの市町村の動きを見ながら、やっていきたいと思っております。それでは着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思っております。

それでは、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(はいの声)

それでは、議事録署名委員は、5番左原三枝子委員、11番河津裕治委員のお二方をお願いしたいと思います。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案訂正がありましたら、事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>事務局からです。議案訂正が3件ございます。まず、1件目が表紙をめくっていただいて、定例総会議事日程とありますが、5番議案審議の中の第6号です。8月調査委員の選任となっておりますが、正しくは9月の間違いでございます。9月に訂正をお願いします。2件目が議案第3号農地法第5条になります、ページが5ページです。38番の夜明の案件ですが、農地区分が第2種農地と書いてありますが、ここは夜明駅から300m以内ということで、第3種農地の要件に当てはまるということで、第3種農地が正しいので、訂正をお願いします。最後の3件目です。議案第4号の利用権の関係です。7ページ目の264番です。契約期間が、5年9ヶ月間となっておりますが、正しくは4年9ヶ月間というのが正しいですので修正をお願いします。事務局からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員は、3番横田秀喜委員、9番湯浅正徳委員、12番川津清則委員の3名でございます。調査委員長は、12番川津清則委員でございます。</p> <p>それでは、川津清則委員、現地に行かれまして調査委員長でございます。一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (川津清則)</p>	<p>今月の調査委員の川津でございます。8月25日に、横田委員、湯浅委員と事務局と現地を見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それではですね、第1号議案農地法第3条の規定により許可申請の件、3件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から農地法3条の申請分について説明いたします。今月は3件申請が出ております。 議案書の1ページ目、番号42番から説明いたします。対象農地は、大山町西大山〇、面積は831㎡、地目は、台帳、現況ともに畑となっています。譲渡人は〇さん、管理ができなくなったため、譲り渡したいということで、譲受人の〇さんが譲り受けて規模を拡大するものです。場所はこちら赤丸で示しているところになります。北側に大山川と旧大山中学校がございまして、農地の近くには小切畑公民館がございまして、こちらが航空写真になります。字図がこのようになっております。現況写真はこのようになっております。現在、すももが植えられています。 続きます、番号43番に行きたいと思っております。対象農地は大字花月〇、面積は162㎡です。地目は、台帳、現況ともに田となっています。譲渡人は〇さん、病気で農地の管理ができなくなったため、譲受人の〇さんが譲り受けて規模を拡大するものです。場所は伏木公民館、伏木多目的交流館がございまして、県道日田山国線を山国方面に向かう途中、赤い丸で示したところになります。こちらが航空写真になります。字図がこのようになっております。こちらが現況の写真です。赤で囲んでいるところが対象農地となります。 続きます、議案書の2ページ目にまいります。番号が44番になります。対象農地は前津江町赤石〇と〇です。面積は2筆合わせまして3,346㎡です。2筆とも、地目は、台帳が田、現況は畑となっています。譲渡人は〇さん、体調不良のため譲り渡したいとのことで、譲受人の〇さんが譲り受けて就農したいとのことです。場所は虫秋公民館と虫秋愛宕地蔵尊の南側にございまして、この赤丸で示したところになります。こちらが航空写真となります。字図はこのようになっております。こちらが現況の写真です。今柚子が植えられている状態です。今回の譲受人の〇さんは新規の就農者となります。〇さんは、農業法人で4年間農業の経験をしております。野菜作りや稲作などをしておられました。現在は地元の前津江の地域協力隊として活動しておりまして、地域の行事</p>

<p>調査委員 (川津清則)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ごとや過去の農業経験を活かしまして、農業の手伝いなどをしております。今回の農地ですが、こちらも○さんが協力隊としてお世話をしている農地となっております。3条の申請は、以上3件になります。</p> <p>ここで現地調査にご同行いただきました川津委員にご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>はい。私たちが見たかぎり、特に問題はないと思われます。</p> <p>ありがとうございました。次に、チェックシートの説明に参ります。チェックシートの資料のNo. 1をご覧ください。チェックシートの1ページとなっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しておりません。つまり、許可を出す分に問題ないということを確認しております。事務局からは、以上となります。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局の報告にあるように、許可との結論でございますが、皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思ひます。何かございませんか。よろしいですか。</p> <p>なかったら、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましようか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
--	---



<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p>
	<p>続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局は、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案3ページ、議案第2号農地法第4条についてです。今月は2件申請がありました。</p>
	<p>番号17、大字有田〇で、地目は、台帳が田、現況が田と山林、面積が3,506㎡の第2種農地です。申請人は日田市清水町の〇さんです。既に一部植林されているが許可を得ておらず、また追加で植林するために申請するものです。転用面積が3,000㎡を超える案件ですので、農業委員会で審議いただいた後、大分市で行われます常設審議委員会の答申を受けて許可か否かが決まります。また追認案件ですので始末書を徴取いたします。場所のご説明です。県立日田支援学校がございまして、そこから少し山手の方に入った赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。この写真で見えるかと思いますが、この部分に川がございまして、この川が何度となくあふれて、農地に川の水が上がってきてしまっている、また、ここは山の奥の方でございまして、耕作も難しく植林したいというところからの申請でございます。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。先ほどご覧いただいたこのあたりから、画面の左下向きに撮った写真です。この部分は護岸されておりますが、こちらは農地の復旧工事というより河川の災害復旧工事で、対応していたようでございます。この写真を撮っている場所の背中側部分は、特に写真の状況よりひどくなっておりますので、申請書に書かれてあった水害の被害を少なからず受けているところを確認できております。あとは苗木ですが写真では草に紛れて見にくくなっておりますが、確かに植えられていることが確認できております。</p>
	<p>続いて、番号18です。南元町〇で、地目は、台帳が田、現況が畑、面積が750㎡の第3種農地です。申請人は日田市本町の〇さんです。駐車場として整備し、近隣の医療法人へ職員駐車場として貸すために申請するものです。この貸す予定の医療法人との賃貸借契約書の写しを提出いただいております。また駐車場にするという転用行為そのものは、あくまでも土地の所有者、今回の申請人の方がされるということでしたので、一見農地法5条で</p>

	<p>対応すべきところかと思いますが、転用行為を誰がするのかという視点でみますので、やはり第4条で対応すべきと考えております。場所のご説明です。南元町児童公園がございまして、すぐ向かいの赤く丸をしているところです。航空写真でみると、このようになっております。赤く囲んでいるのが、今回の申請地です。真ん中にブルーシートのようなものがある、木々が生い茂っているような様子が、写真では見えますが、現地調査の際はこのような状況はすでになくなっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。奥に見える場所が、これが先ほどの公園となっております。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>調査委員 (川津清則)</p> <p>はい。2件中1件、17番が追認案件、始末書を徴取ということで、私たちが見る限り問題はないと思います。</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。チェックシートは資料No.1を1枚めくっていただいたところが農地法第4条になっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認できております。私からは、以上です。</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、17番が追認、始末書で、18番は許可相当ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。ございませんか。</p> <p>はい。なければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、4ページ、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、議案4ページ、議案第3号農地法第5条についてです。今月は4件申請がありました。</p> <p>番号36、大字石井○で、地目は、台帳、現況ともに田、面積が2,379㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市石井町1丁目の○さんで、譲受人は日田市石井町1丁目の○さんです。申請地を譲り受け資材置場用地にしたいとのことでの申請です。場所が、○さんの会社のあるすぐ向かいの赤く丸をしているところです。航空写真でみるとこのような形になっております。こちらは字図です。こちらが現況の写真です。</p> <p>続いて、番号37、大字石井○で、地目が、台帳は田、現況は畑で、面積が418㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市石井町3丁目の○さんで、譲受人は日田市石井町3丁目の○さんです。申請地を譲り受け、駐車場および資材置場として利用したいとのことでの申請です。場所はガランドヤ古墳公園があります、近くの赤く丸をしているところです。航空写真でみると、このようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。</p> <p>続いて、ページ変わりました、番号38、大字夜明○で、地目は、台帳、現況ともに畑で、面積が273㎡で、議案訂正でもありましたが第3種農地です。こちら親子での土地の貸し借りとなっております、貸人は日田市夜明中町の○さんで、借人は日田市日ノ出町の○さんです。申請地を借り受け、一般住宅として利用したいとのことでの申請です。このあと現地の写真ご覧いただきますが、既に砂利敷きをしているなど事前着工でしたので追認であり、始末書を双方から徴取いたします。場所が、夜明駅の近くの赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。この場所は見えていますように、砂利が敷かれておりますし、見づらいかもしれませんが、奥の部分に擁壁の一部が土地の中に入っておりますので、この2点で追認ということで考えております。</p> <p>続いて、番号39、大字有田○で、地目は、台帳が田、現況が畑で、面積が586㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市石松町の○さんで、譲受人は日田市東羽田町の○さんです。申請地を譲り受け、○さんが代表である○へ資</p>

<p>調査委員 (川津清則)</p>	<p>材置場として賃貸借するために申請するものです。場所が県立日田支援学校さんの南側にある赤く丸をしているところ。航空写真でみると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>4件中1件が追認案件、始末書徴取という形ですが、私たちが見たところ、特に問題はないと思われま。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。先ほどの4条のところからもう1ページめくっていただいたところが、農地法5条についてです。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、書類審査、現地調査によりすべての項目に該当しないことを確認できております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、追認もありがとうございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思ひます。ありませんか。</p> <p>はい。河津委員どうぞ</p>
<p>1 1 番 (河津裕治)</p>	<p>1 1 番河津です。3 6 番ですが、資材置場となっておりますが、2,379㎡とちょっと広いので、どういふものを置くのかなと思ひまして。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>利用計画図を提出頂いておひます。それを元にご説明いたします。このあたりに、道から見ると奥のほうになります。このあたりは残土置場と書かれておひます。こちらの半分の少し手前の部分は、奥から真砂土置場、建</p>

	<p>築資材置場、基礎仮砕材置場、一番手前が左官材置場となっております。こちら側が板干場と書かれております。真ん中部分は特に書かれておりませんが、砂利敷きにして通路のような使い方されると思います。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。河津委員、よろしいですか。</p>
<p>11番 (河津裕治)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。江藤委員、どうぞ。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>39番の件ですが、先ほどの現況の写真で点線の向こう側は水路か何かありますか。水路がある場合、水路は申請地に入っていますか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>場所はここの点線のところでよろしいですか。この部分は水路が字図上もございます。私の写真の作り方が悪かったです。水路は入らないです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>江藤委員。よろしいですか。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>はい。それと38番ですけど、事前着工しているということで、こういうのはちょっと悪質みたいな感じがしますが、ペナルティーみたいなものはないのですか。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、ペナルティーというものは、農地法上定められてないです。ただ、農地法の制度の主旨を理解して頂く、また今後このようなことがないようにしていただくために始末書を書いて頂いて、追認ということをしているところです。また、この擁壁の奥の土地は、登記の地目で山林となっております。高低差がありますので、仮に申請地が畑のままであれば、この農地を守るための擁壁だという取り方もできたのですが、申請地が農地ではないので、農地を守るための擁壁とは取れないと思いますので、追認と考えております。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>わかりますけど、今回の申請で砂利を除くきっかけにするみたいなこともできなくないですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>原状回復を求めるかということころだと思いますが、農地に戻すように指導することはできるものです。ただ、農地に戻すことがあまりにも過度に大変なものであれば、必ずしも原状回復を求めるものではないと考えております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>江藤委員、よろしいですか。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございませんか。</p>

	<p>はい。なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただきでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終了でございますが、一言お願いします。</p>
<p>調査委員 (川津清則)</p>	<p>はい。ご審議大変ありがとうございました。今回は9件ということで早く終わりました。先月の方は大変でしたが、私たちはちょっと楽をさせて頂いたということでございます。本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>お疲れ様でございました。</p> <p>それでは、議案書6ページ、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規2件、再設定1件、解約1件でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また、本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事する者として作成されたものでございます。それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば、挙手をしてご発言いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。それではですね、計画の要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の確保及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったらご承認い</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ただきましようか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。承認したいと思います。</p> <p>それでは、9ページですね、議案第5号現況証明書非農地証明書の発行について、5件でございます。事務局、説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第5号現況証明書の発行についてです。今月の申請は5件です。</p> <p>まず38番、日高の○と○の2筆です。登記地目はいずれも畑、現況はいずれも山林、面積が合計1,321㎡です。申請人は福岡県の○さんで、申請理由は農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当するものです。場所ですが、国道212号を高瀬大宮の交差点から大山方面に行きまして、○の手前のあたりになります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>続いて39番、西有田の○で、登記地目は田、現況は山林となっております。面積は963㎡で、申請人は財津町の○さん、申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所ですが、○の○の東側、柴尾の集落の南側にあります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>次に、10ページに行きまして、40番、庄手の○です。登記地目は田、現況は宅地、面積は19㎡です。申請人は福岡県にお住いの○さんで、申請理由は農地法の許可を受け転用したが登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化</p>
---	--



<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>した土地に該当するものです。場所ですが、○の北側で、店舗の駐車場と接しております。こちらが航空写真で、平成28年頃の航空写真なのでまだ○の店舗ができていないので、周りが農地となっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。住宅の敷地の一部となっている状況です。</p> <p>続いて41番、高瀬の○で、登記地目は畑、現況は山林、面積は575㎡で、申請人は大部町の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所は、38番の日高の案件の申請地から、国道を挟んで少し南側に位置しております。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>最後に、11ページに行きまして、42番、高瀬の○で、登記地目は畑、現況は山林、面積は986㎡で、申請人は大部町の○さんと○さんの共有となっております。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所は、39番の案件の2筆隣にありまして、字図で見ますと先ほどの41番の案件が青、42番の案件が赤で囲んでいる部分になります。現在の状況はこのようになっております。過去に植林されているようですが、20年以上前の航空写真からも、すでに山林となっている旨判断できる状態でした。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区担当の推進委員さんご同行のうえ、現地調査をしております。</p> <p>38番は福井委員、39番は中嶋委員、40番は高倉委員、41番と42番は三笠委員と現地調査に行きまして、それぞれ非農地証明の発行について問題ない旨承っております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。この件につきまして何かありますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい。それでは、議案第5号現況証明証非農地証明書の発行について、5件でございましたが、発行いたしました</p>
-----------------------	--

いと思います。よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

続きまして、議案書12ページ、議案第6号9月調査委員の選任についてです。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私からの指名でよろしいでしょうか。

(はいの声)

はい、それでは、4番江藤義幸委員、5番左原三枝子委員、15番美野英俊委員の3名の方をお願いしたいと思います。

続きまして、13ページ報告です。事務局、説明のほうをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条6項の規定による該当報告の件

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

報告第3号 農地法施行規則第53号第1項第14号該当による届出の件

7番、その他

(1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

(2) 9月現地調査

日 時 9月27日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 9月調査委員会

日 時 9月30日(金) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 9月定例総会

日 時 10月11日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

9月13日(火) 農業者年金制度加入推進特別研修会(別府市)(農業者年金加入推進部長)

9月22日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

9月22日(木) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出(役員)

(6) その他 ・「8月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「8月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

	<p>これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。</p>
--	-------------------------------------

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年10月11日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 1 1 番